

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十三年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 日時

平成二十三年十月二十六日（水）午前十時から午後五時まで（ただし、公述の申出が多数の場合、平成二十三年十月二十七日（木）午前十時から公聴会を開催する。）

二 場所

広島市中区加古町四番一七号
アステールプラザ 中ホール

三 事案

広島圏都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）に関する都市計画の変更について（素案の概要は別記のとおり）

四 公述の申出方法等

1 公述の申出方法

公聴会での公述を希望する者は、住所、氏名、電話番号並びに述べようとする意見の要旨及び理由を記載し、押印した書面を広島県知事（郵便番号七三〇―八五一― 広島県都市局都市政策課）へ提出すること。

2 公述の申出期間

平成二十三年十月三日（月）から平成二十三年十月十七日（月）まで（郵送の場合は、平成二十三年十月十七日（月）までの消印のあるものを有効とする。）

五 公述人の選定等

知事は、前記四の書面を提出した者のうちから、公聴会において公述するものを選定し、選定の結果を通知する。

六 公聴会開催の中止等

公述の申出の期間内に公述の申出がない場合、公聴会を中止する。また、公述の申出が少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮する。

七 素案の閲覧

1 閲覧期間

平成二十三年十月三日（月）から平成二十三年十月十七日（月）まで

2 閲覧場所

広島県都市局都市政策課、大竹市役所都市計画課、廿日市市役所都市計画課、広島市役所都市計画課、府中町役場都市計画課、海田町役場都市整備課、熊野町役場都市整備課、坂町役場都市計画課、呉市役所都市計画課

3 閲覧時間

閉庁日を除く平日の午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 公聴会に関する問合せ先

広島市中区基町一〇番五二号

都市局都市政策課（電話（〇八二）五一三―四一一七〔ダイヤルイン〕）

（別記）

広島圏都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）に関する都市計画の変更素案の概要

一 変更に係る面積

区 分	面 積
変更前の市街化区域面積	約二四、六三三ヘクタール
市街化調整区域から市街化区域に編入する区域の面積	約九一ヘクタール
市街化区域から市街化調整区域に編入する区域の面積	約三五ヘクタール
変更後の市街化区域面積	約二四、六八九ヘクタール
特定保留区域面積	約三四三ヘクタール

二 主要な変更の内容

1 平成三十二年を目標年次とする。

2 現在の市街化区域における計画的市街化を進める見地から、都市基盤整備の立ち遅れている地区については、今後も基盤整備に努める。

また、現存する市街化区域内の集団的未利用地については、土地区画整理事業又は地区計画などにより市街化を促進させるとともに、地形的条件などから計画的市街化の見込みのない土地は、市街化調整区域に編入する。

3 市街化調整区域から市街化区域への編入は、計画的な市街地の整備が必要かつ確実なことなどの条件を満たす土地を対象として行う。

なお、市街化区域とすることが妥当とされる区域のうち、土地区画整理事業などによる計画的市街地整備の見込みが確実でない区域（特定保留区域）については、市街化区域への編入要件が整った時点で市街化区域に編入する。